

## 小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度のご案内 (訪問介護等事業者・居宅介護支援事業者の方へ)

小金井市では、所得の低い利用者の訪問介護等サービスの利用促進などを目的として、平成19年9月サービス利用分から、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成制度を施行します。

利用者への助成方法は、所得の低い方に配慮し、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業（法別57）と同じく、事業者による受領委任払いを予定しております。

しかし、この制度は小金井市独自のため、国保連を通して市に請求することができず、事業者が直接市に請求する方法となることから、訪問介護事業所の方々のご協力が不可欠となります。

つきましては、お忙しい中事務手続き等繁雑になり、訪問介護等事業所としては大変お手数かと思いますが、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

### 1 対象サービス

訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護

### 2 助成内容

利用者負担10%のうち、6%を本人が負担し、4%を小金井市が助成します。

### 3 対象者

要介護または要支援認定を受けた方であって、世帯で住民税非課税の方。

※ ただし、以下の方は除きます。

- ・生活保護受給者
- ・障害者ホームヘルプサービス利用に対する助成事業対象者
- ・社福法人及び介護事業所による生計困難者に対する負担軽減事業対象者
- ・小金井市介護保険利用者負担助成事業該当者
- ・原爆被爆者に対する医療費支給その他給付を受けている者

#### 4 処理の流れ

- ① 訪問介護等事業者は小金井市に、受領委任払いに係る届出書を提出します。(様式第6号：小金井市介護保険訪問等利用者負担助成事業実施届)
- ② 利用者は小金井市に、助成認定申請書を提出します。(様式第1号：小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定申請書)
- ③ 小金井市は利用者に対し、課税状況を確認のうえ、対象者に助成認定証を交付します。(様式第3号：小金井市訪問介護等利用者負担助成認定証)
- ④ 訪問介護等事業者は利用者に対し、訪問介護等サービスを提供します。
- ⑤ 利用者は訪問介護等事業者に対し、助成認定証を提示して6%の金額を支払います。
- ⑥ 訪問介護等事業者は、助成金合計額(4%分)を小金井市に請求します。請求は国保連審査月ごとに利用者全員分をまとめて行います。以下の3種類の書式を提出して下さい。

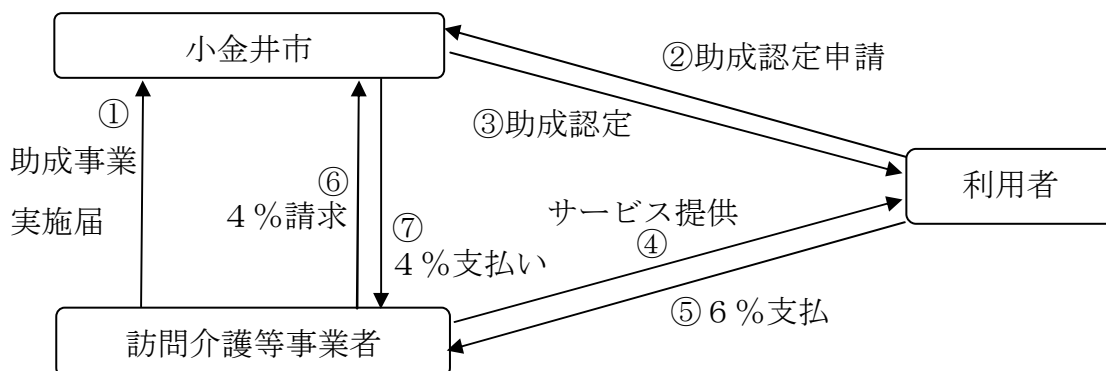
- ・ 小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金請求書
- ・ 小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金 該当一覧表
- ・ 該当サービスの領収証の写し

※ 小金井市では訪問介護等利用者負担助成金支給に伴い、給付実績の修正処理後、高額介護サービス費算定処理等がありますので、訪問介護等事業者から国保連(9割分)及び小金井市(4%分)への請求は、なるべくお早めにお問い合わせいたします。

- ⑦ 小金井市は請求内容を確認後、訪問介護等事業所に請求金額を振り込みます。振込みは給付実績確認後となるため、サービス提供から3ヶ月後の月末となります。

※ 過誤による金額変更の対応

訪問介護等事業者は小金井市に対する4%の助成金請求額について、過誤による利用者負担の返還金があるときは、次の助成金請求時に相殺して請求し、それをもって精算します。



## 5 有効期限

原則として、毎年7月1日から、翌年6月30日までとします。

平成19年度制度施行開始時は、平成19年9月1日から平成20年6月30日までとします。

年度の途中で申請があった場合、申請月の初日から翌6月30日までとします。

## 6 ケアマネジャーの方へ

今回の助成制度の勧奨は、住民税が世帯非課税で、平成19年4月中に（介護予防）訪問介護のサービスを利用していた方に通知をお送りしています。そのため4月に（介護予防）訪問介護を利用しなかった方や、その後新たに認定を受けた方等には勧奨通知は送っていませんが、申請をすれば対象となる可能性があります。もし対象になりそうな方がいましたら、お早めに小金井市まで申請するようお勧めください。また、認定を受けた利用者については、必ず訪問介護等事業者へ連絡し、助成に漏れが無いよう、ご協力をお願いいたします。

## 7 助成金額の計算例

生活援助3（291単位）×7回 の場合

①介護報酬（10割分）	291 単位 × 7 回 × 10.60（単価）	=21,592 円（円未満切捨て）
②保険給付額（9割分）	21,592 円（①）×90%	=19,432 円（円未満切捨て）
③助成金額（4%分）	21,592 円（①）×4%	=863 円（円未満切捨て）
④助成後の利用者負担額	21,592 円（①）－19,432 円（②）－863 円（③）	=1,297 円（6%相当額）

※ 訪問介護事業者の方は、「訪問介護等利用者負担助成」対象者から、6%相当額(④)を受領してください。

※ 訪問介護事業者の方が小金井市へ請求する額は、4%分(③)となります。

## 8 スケジュール

7月 小金井市と事業者：事業者説明会の開催、事業者から事業実施届提出  
小金井市と利用者：小金井市から勸奨通知送付  
利用者による助成認定申請

8月 小金井市から利用者へ：助成認定証交付。  
小金井市からケアマネジャーへ：認定を受けた利用者のリストを送付  
ケアマネジャー：認定を受けた利用者を把握のうえ、ケアプラン作成

<p>9月 事業者から利用者へ：サービス提供 利用者から事業者へ：6%の利用料支払い</p> <p>10月 事業者から国保連へ：9割の介護報酬を請求</p> <p>11月 国保連から小金井市へ：9月利用分のサービス給付実績送付 事業者から小金井市へ：4%の助成金を請求（事業者ごとに対象者の助成額を合計して請求） 小金井市：事業者からの助成額請求内容確認。</p> <p>12月 小金井市：9月利用分の高額介護サービス費を計算。 小金井市から利用者へ：高額介護サービス費を支給。 小金井市から事業者へ：訪問介護等利用者負担助成金を支給。</p>	<p>※ 9月以降の処理の流れは、毎月同じように続きます。</p>
--	---------------------------------------

問い合わせ先

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係

電話042-387-9822